

令和2年6月4日（令和2年(2020年)度第14号）



# 全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育士会事務局

〒100-8980  
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-6503  
FAX 03-3581-6509  
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp  
http://www.z-hoikushikai.com

## <ニュースの内容>

- 保育所等における保育の提供の縮小等の実施に当たっての職員の賃金及び年次有給休暇等の取扱いについて（厚生労働省・内閣府）
- 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第五報）（厚生労働省）
- 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかる FAQ について（内閣府等）
- 保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（全国保育園保健師看護師連絡会）
- 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（厚生労働省）

## ◆ 保育所等における保育の提供の縮小等の実施に当たっての職員の賃金及び年次有給休暇等の取扱いについて（厚生労働省・内閣府）

令和2年5月29日、厚生労働省・内閣府は標記事務連絡を都道府県・指定都市・中核市保育担当部局宛に発出しました。

### 保育所等における保育の提供の縮小等の実施に当たっての 保育士等の賃金及び年次有給休暇等の取扱い

- 1 新型コロナウイルス感染症対応で、保育所等における保育の提供の縮小等の実施にあたり、保育士等の職員の体制もそれに応じて縮小することが考えられる。体制の縮小に当たって、職員を休ませる場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令を遵守するとともに、以下の点を踏まえ、適切にご対応いただきたい。

- (1) 職員の体制の縮小等に当たって、やむを得ず職員を休業させる場合には、休

業させたことに対する手当を支払うよう就業規則に定めるなど、労働者が安心して休むことができる体制を整えていただきたいこと

- (2) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき施設型給付費等が支給されている特定教育保育施設及び特定地域型保育事業所については、施設型給付費等が通常どおり支給されていることを踏まえ、職員の体制の縮小に当たっては、休ませた職員についても通常の賃金を支給するなど、「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかる FAQ について（令和 2 年 4 月 28 日内閣府子ども子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）連名事務連絡）」で示されているとおり、人件費の支出について適切に対応いただきたいこと。

※「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかる FAQ について（令和 2 年 4 月 28 日内閣府子ども子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）連名事務連絡）（抄）

問 公定価格について臨時休園等の場合についても通常通り支給することとされていますが、職員の賃金の支払いについてどのように対応すべきですか。

答 公定価格においては、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等を行っている場合においても、通常どおり給付を行い、施設の収入を保証することとしています。人件費の支出についても、これを踏まえて適切にご対応いただくべきと考えております。

- (3) 年次有給休暇は、原則として、労働者の請求する時季に与えなければならないものであり、使用者が一方的に取得させることはできないものであること（労働基準法第 39 条第 5 項参照）に留意すること。

※労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抄）

（年次有給休暇）

第 39 条 1～4 略

5 使用者は、前各項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

6～10 略

- 2 都道府県や政令市・中核市においては、管内市町村や保育所等に本件を周知していただくとともに、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号厚生省児童家庭局長通知）別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」の別紙 1 児童福祉行政指導監査事項の 2 (1) 第 2 の (1) において、指導監査の際に確認する項目として労働基準法等関係法規の遵守が挙げられていることにも鑑み、保育所等の指導監査の際にご留意いただくようお願いしたい。

※「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号厚生

省児童家庭局長通知)別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」の別紙 1 児童福祉行政指導監査事項(抄)

## 第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保

### 2 必要な職員の確保と職員処遇の充実

#### (1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか

ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。

イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。

内容の詳細は下記ホームページの「63」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

## ◆ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について (第五報) (厚生労働省)

令和2年5月29日、厚生労働省は標記事務連絡を都道府県・指定都市・中核市保育主管部局宛に発出しました。

夏季のプール活動や、子どものマスク着用による熱中症予防策、保護者が参加する行事などにおける対応について示されました。

### (行事等における注意点など)

#### 問 14

プール活動を行う際に、新型コロナウイルス感染症対策として、どのような対応をしたらよいでしょうか。

- 保育所におけるプールの水質管理については、「遊泳用プールの衛生基準について」(平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知別添)に従い、遊離残留塩素濃度が適切に管理されている(※1)場合、学校プールにおける運用(※2)と同様、プールの水を介した感染のリスクは低いとされています。そのため、これまで同様、プールの水質管理の徹底をお願いいたします。なお、低年齢児が利用することが多い簡易ミニプール(ビニールプール等)についても同様の管理が必要です。
- プール活動にあたっては、プールのサイズに合わせ、一度に活動する人数を調整する等子どもが密集する状態を作らないよう工夫をすることが望まれます。また、着替えや、汗等の汚れをシャワーで流すなど、プール活動の前後に行う行動についても、子どもが密集する状況をつくらないよう時間差をつける、タオルなどの備品を共用しない等の工夫が考えられます。

※1 「遊泳用プールの衛生基準について」(平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知別添)に従い、遊離残留塩素濃度が

0.4mg/L から 1.0mg/L に保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度が低下している場合は消毒剤を追加するなど、適切に消毒する。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei01/02.html>

- ※2 「学校プールについては、学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。」（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和 2 年 5 月 22 日事務連絡（スポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課）

#### 問 15

新型コロナウイルス感染対策を行うことが求められる状況の中で、熱中症予防策としてどのような点に配慮したらよいでしょうか。

- 熱中症の予防については、「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」（令和 2 年 5 月 18 日事務連絡）（※1）でお知らせしていますように、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止の観点には十分留意しつつ、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の予防策を適切に行っていただくことが重要です。
- なお、エアコンの利用で室温等の調整を行っている際にも、こまめに換気を行うようにしてください。
- また、飛沫感染対策の一環として、職員がマスクを着用する際も、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外したうえで、その他の感染症対策を適切に行うよう配慮して下さい。特に、子どもがマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意して下さい。（低年齢の子どもの場合、マスク着用によって熱がこもり熱中症のリスクが高まる等の健康に過ごす上でのリスクが指摘されています。マスクの着用に関しては、こうしたことを十分理解し、子どもの発達に応じた判断を行うとともに、活動や場面に応じた対応が求められます。）

※1 「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000631950.pdf>

#### 問 16

保護者等が参加する行事について、新型コロナウイルス感染対策として、どのような考慮が必要でしょうか。

- 保育所等において保護者等が参加する行事については、保育所等と保護者等との相互理解を図るために、それぞれの保育所等で内容や実施方法を工夫しながら行われてきているものです。一方、実施方法等によっては、大人数が一堂に会し、感染症対策上のリスクに配慮が必要な状況となることが考えられます。
- これまで保護者等が参加していた行事について、地域の感染状況等を踏まえ、その目的に応じた保護者等との相互理解の方法について検討を行ったうえで、現時点で開催を予定する場合には、以下のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫の例が考えられます。

＜感染拡大防止の措置＞

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう呼びかけ
- ・参加者へのマスクの着用や手洗の推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・屋内で実施する行事の場合には、こまめな換気の実施

＜開催方式の工夫の例＞

- ・参加人数を抑えること（対象となる子どもやクラスの限定、保護者等の参加人数に制限を加えるなどして最小限とする、保護者等を別会場とする等）
- ・参加者間のスペースを確保すること

内容の詳細は下記ホームページの「62」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

## ◆ 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかる FAQ について（内閣府等）

令和2年5月29日、内閣府等は標記事務連絡を改訂し、都道府県、指定都市、中核市子ども・子育て支援新制度担当部局宛に発出しました。

「小学校休業等対応助成金」「雇用調整助成金」について考え方が示されました。

### No.26 休業補償（小学校休業等対応助成金）

問 小学校の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため出勤できない職員がいるのですが、小学校休業等対応助成金を受給することができるのでしょうか。

答 公定価格と小学校休業等対応助成金は支給する趣旨等が異なることから、要件を満たす事業者については小学校休業等対応助成金を受給することができます。

なお、助成金の活用にあたっては、公定価格で施設の収入が保証されていることを踏まえ、代替要員の人件費等の追加的な費用に充てるなど人件費の支出について適切にご対応いただくことが望ましいと考えております。

### No.27 休業補償（雇用調整助成金）

問 保育所等の特定教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業を実施している事業所等は、雇用調整助成金の対象になるのでしょうか。

答 雇用調整助成金においては、制度上給与に公費が充てられている職種に関しては対象外となります。保育所等との関係では、運営費（施設型給付費、地域型保育給付費）に人件費が明示的に含まれている職種については運営費からの人件費の支払いをお願いすることになります。そうでない職種や私学助成幼稚園、認可外保育施設、運営費（施設型給付費、地域型保育給付費）以外で実施する事業（例えば地域子ども・子育て支援事業）分については、雇用調整助成金の対象になる可能性があります。個別の事業所の置かれている状況はさまざまですので、実際に支給されるかどうかについては、お近くの都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）や「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター」（0120-60-3999、受付時間 9：00～21：00（土日・祝日を含む））までお問い合わせいただきますようお願いいたします。また、雇用調整助成金の内容や特例の概要については、厚生労働省の HP にも情報を掲載していますので、併せてご覧ください。

（参考：厚生労働省の HP のリンク）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/page\\_L07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page_L07.html)

内容の詳細は下記ホームページの「64」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

## ◆ 保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（全国保育園保健師看護師連絡会）

全国保育園保健師看護師連絡会は、令和 2 年 5 月 26 日、「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック」（第 1 版）を公表しました。

全国保育園保健師看護師連絡会は、全国の保育園看護職が集まって設立され、子どもと家庭に最も身近な看護職として、情報交換と研鑽を通して保健業務を確立し、全ての保育園への看護職配置をめざして活動している団体です。

「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック」は、保育所等で、感染対策に取り組むにあたり、どのように対応していくのかの参考とすべく作成されたガイドブックです。

### 保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック

#### 第 1 章 新型コロナウイルス感染症の基礎知識と感染拡大の予防の原則

##### 1. 新型コロナウイルス感染症の基礎知識・情報

#### 第 2 章 保育所における感染拡大予防対策

1. 本ガイドブックにおける感染症予防対策の分類
2. 保育所での基本的な留意事項
3. 職員・園児の健康管理
4. 人と人との距離（身体的距離）を保つ対策
5. 環境衛生
6. 体調不良児への対応
7. 子ども・職員の発症時の対応

### 第3章 子どもたちへのケア

1. 感染対策の長期化に伴う子ども達への影響
2. 子どもと家族の心理的なストレスへの対処
3. 養育に配慮が必要な子どもと保護者への対応
4. 慢性疾患等を持つ子どもへの対応
5. 定期・任意の予防接種について

### 第4章 職員への教育とメンタルヘルス支援

1. 感染症で起こりうる差別や偏見
2. 保護者や子ども、職員が感染者となった場合の配慮
3. 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識
4. 職員への教育
5. 職員のメンタルケア

ガイドブック全文は下記ホームページからダウンロードできます。

<http://www.hoiku-kango.jp/index.php/2020/05/26/1215/>

## ◆ 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について （厚生労働省）

令和2年5月18日、厚生労働省は各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、民生主管部局等に対し、標記事務連絡を発出しました。

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人ひとりに対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

このため、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、各種リーフレットを作成しています。本年度においても、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止の観点には十分留意しつつ、本リーフレットをご活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、社会福祉事業を実施する者、保育所等、可能な範囲で広く呼びかけることとしています。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児等に対しては、周囲

の方々が 協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いすることを呼びかけています。

(厚生労働省資料から全国保育士会事務局抜粋)

○日本救急医学会作成の「熱中症診療ガイドライン 2015」は、厚生労働省ホームページ熱中症関連情報から、ダウンロードできます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/)

○職場での熱中症予防対策については、都道府県労働局長宛て、「**「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」**の実施について」(令和 2 年 3 月 25 日付け基安発 0325 第 1 号 基準局安全衛生部長通知)により通知されており、厚生労働省ホームページに掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

○今年 7 月から関東甲信地方(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、山梨)においては、環境省、気象庁共同の情報提供「熱中症警戒アラート(試行)」が先行実施されます。

従来、気温を基準として情報提供されていた高温注意情報が「暑さ指数(WBGT 値)」を用いた基準に置き換わる取組で、熱中症の危険度が非常に高くなる日に、国民に「気づき」を与え、予防行動に移していただくための情報となっています。(詳細は図を参照)

○障がいをお持ちの方の熱中症予防のポイント：

<https://www.mhlw.go.jp/content/000526946.pdf>

○「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」について：日本語版

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000613019.pdf>

英語版

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000628094.pdf>

○WBGT 指数を把握して熱中症を予防しましょう！

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000628869.pdf>

○みんなで防ごう！熱中症：日本語版

[https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/DESIGN\\_JAPANESE\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/DESIGN_JAPANESE_2.pdf)

英語版、インドネシア語版、クメール語(カンボジア語)版、モンゴル語版、ミャンマー語版、ネパール語版、タガログ語版、タイ語版、ベトナム語版、中国語(簡体字)版があります。